



新型コロナウイルス感染症拡大の影響により利用者が激減する中、地域経済及び市民生活に不可欠な 地域公共交通を確保・維持するため、運行を維持している 地域公共交通事業者（路線バス及びタクシーの各事業者）に対し補助金を交付し、事業継続を支援します。

区分	民間路線バス	タクシー
対象	市内を通行する民間路線バス  <p>道路運送法第4条「一般乗合旅客自動車運送事業」の運行許可を有し、100%民間出資バス路線を運行する車両を対象とする</p>	市内のタクシー事業者  <p>道路運送法第4条「一般乗用旅客自動車運送事業」の運行許可を有し、深谷市内に本社または営業所を有する事業者で、令和2年1月1日現在の保有車両を対象とする</p>
補助額	1,000,000円 / 台	50,000円 / 台

【補助率】 10 / 10

※採択要件に合致する事業者に対し、補助額を全額支援する

※補助金交付に関する詳細は、深谷市HPをご覧ください。

■支援事業の詳細

〔路線バス〕

- 道路運送法第4条「一般乗合旅客自動車運送事業」の許可を受けている事業者
- 深谷市内を路線バスとして通常運行していること
- 当該路線を通常運行している車両台数に対し支援する
- 新型コロナウイルス対策として実施されることから、1事業者1度に限り当該補助金を申請することができる
- 市税等の納税に滞納等がある事業者は、当該補助金を申請することができないものとする
- 申請後に審査内容に虚偽等が確認された場合は全額返還とする

〔タクシー〕

- 道路運送法第4条「一般乗用旅客自動車運送事業」の許可を受けている事業者
※本補助事業において道路運送法第79条「自家用有償旅客運送」の車両は対象外とする
- 関東運輸局又は埼玉運輸支局の許可を受け登録している車両台数を当該補助金の対象車両とする
- 新型コロナウイルス対策として実施されることから、1事業者1度に限り当該補助金を申請することができる
- 市税等の納税に滞納等がある事業者は、当該補助金を申請することができないものとする
- 申請後に審査内容に虚偽等が確認された場合は全額返還とする

【お問合せ】 深谷市役所 都市整備部 都市計画課 交通政策係

☎048-574-6654 📠048-571-1092